

29振ライ第6号
平成29年5月18日

各国公私立大学長
各国公私立短期大学長
各国公私立短期大学部長
各大学共同利用機関法人機構長
各国公私立高等専門学校長 殿
国立教育政策研究所長
科学技術政策研究所長
文部科学省所管の各独立行政法人の長

文部科学省研究振興局

ライフサイエンス課長 永井 雅規



(印影印刷)

研究機関等における遺伝資源の取扱いについて（通知）

生物の多様性に関する条約（以下「条約」という。）は、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的の一つとし、条約締結国に対して、遺伝資源の取得の機会について「情報に基づく事前の同意」及び遺伝資源の提供者と取得者との間で「相互に合意する条件」によること等を求めています。これらは、条約が平成5年12月に発効（我が国は平成5年5月に締結）して以来、我が国を含む条約締結国において適用されているところです。

今般、我が国では、提供国等からの信頼を獲得し遺伝資源を円滑に取得できるようにすることで、我が国国内における遺伝資源に係る研究開発の推進等に資することを目的として、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」（平成29年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号。以下「指針」という。）が、平成29年5月18日付けで公布され、「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」（以下「議定書」という。）が、我が国について効力を有する日から施行されることとなりました。

指針の内容等については、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針の施行について（通知）」（平成29年5月18日付財総第68号・29文科振第58号・医政発0518第1号・29政第120号・20170501情局第1号・環自計発第201705182号）を御参照ください。

ついては、大学等における遺伝資源の取扱いが適切に行われるよう、特に御留意いただきたい事項を下記のとおり示しますので、特段の御配慮をお願いします。

29-43



記

1 大学等において取り組むこと

(1) 担当部署・担当者の明確化

大学等に所属する研究者が相談できる環境整備として、海外の遺伝資源の取扱いに関する担当部署・担当者を明確にすること。

(2) 現状把握

大学等における体制構築に当たっては、機関内における海外の遺伝資源の利用状況を把握すること。

(3) 機関内プロセス及びルール作り

海外の遺伝資源を適法に取得及び利用する手続きを行うために、機関内における遺伝資源の取得及び利用のプロセス及びルールを整備すること。

(4) 機関内周知

遺伝資源の取得及び利用に関わる研究者及び事務職員に対し、条約及び指針の遵守を目的として啓発活動等を実施すること。

2 体制構築等に関する相談窓口

文部科学省では、ナショナルバイオリソースプロジェクト (NBRP) の一環として、大学等における議定書への対応を支援するために、平成24年度から情報・システム研究機構国立遺伝学研究所に ABS 学術対策チームを設置しています。

同チームでは、研究者や研究支援事務担当者を対象とした出張セミナーやホームページによる情報提供等を行うとともに、契約書作成等の個別相談などを実施しています。また、指針等に基づく大学等の体制構築の参考となる「名古屋議定書に関する大学体制構築ハンドブック」(下記のホームページより取得してください)を作成しておりますので、大学の体制構築等に御活用ください。

【相談窓口】

情報・システム研究機構国立遺伝学研究所 ABS 学術対策チーム

TEL: 055-981-5831 E-mail: abs@nig.ac.jp

ホームページ: <http://idenshigen.jp>

【担 当】

研究振興局ライフサイエンス課

生命科学研究・脳科学係 佐々木、山脇

TEL: 03-5253-4111 (内線 4377)

FAX: 03-6734-4109